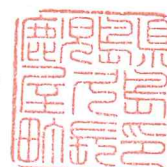


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 27 年 10 月 14 日

屋久島町長 荒木 耕治



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
原集落
2. 協議の結果を取りまとめた年月日（検討会開催日）  
平成 27 年 9 月 29 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
14 経営体  
法人            0 経営体  
個人            14 経営体  
集落営農        0 組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
6. 地域農業の将来のあり方  
新規就農の促進、農業後継者の育成、電気柵の管理、集落営農組織の設立  
農業用機械の共同購入、他営農組織と協力して農作業受委託チームを結成する